平成２３年（フ）第１２号
三重県四日市市小林町3008番地94
債務者　佐野　慎吾
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
三重県四日市市釆女町94番地４
債務者　本田　武士
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１１４６号
兵庫県西宮市笠屋町23番８号
債務者　坂本美佐代
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６８号
兵庫県西宮市下大市東町34番24号
債務者　坂本　一博
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６９号
兵庫県西宮市下大市東町34番24号
債務者　坂本みち子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目33番５号　ミントベル３Ａ、前住所兵庫県尼崎市田能３丁目５番７―201号
債務者　槇田　裕一
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６号
兵庫県芦屋市若葉町２番１―211号
債務者　上松佐和子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目17番９号
債務者　江口　弘美（旧姓江頭）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４号
兵庫県西宮市甲子園洲鳥町８番17―102号
債務者　重本　清美（旧姓矢坂）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４号
兵庫県尼崎市次屋２丁目28番３号
債務者　橋田　里美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９号
兵庫県西宮市里中町１丁目１番19―201号
債務者　小林　正茂
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５２号
鳥取県鳥取市国府町町屋411番地48
債務者　小林　利広
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７号
鳥取県鳥取市田島563番地２　市住16号
債務者　玉那覇　文
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８号
鳥取県鳥取市興南町142番地１　大倉マンション102号
債務者　田村　繁明
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９号
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜121番地
債務者　山根　仁子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
鳥取県西伯郡大山町茶畑37番地２
債務者　前田　照幸
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４号
山口県下関市秋根新町７番５―612号
債務者　飯田　律子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５号
山口県下関市稗田中町17番25号
債務者　岡本　茂雄
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係